

長門市子ども読書活動推進計画



平成19年（2007年）1月

長門市

はじめに

読書活動は、自己を見つめる活動です。

例えば、金子みすゞの「私と小鳥と鈴と」を読むと、「私」も「小鳥」も「鈴」も「みんなちがって、みんないい」と思える自分を発見したり、そんなふうにこれまでではなかなか思えなかった自分を発見したりします。そういう意味では、自己再発見の活動といってもよいかもしれません。

子ども一人ひとりの成長において個性の伸張が大切であるのは自明のことですが、読書活動は、自分の個性を再発見することのできるすばらしい営みだといえましょう。

さて、長門市では平成10年10月に長門市立図書館が新館として開館したことを契機に、読書活動推進のための様々な事業を長門市立図書館を中心に展開してまいりました。特に平成14年度には、国の「子ども読書活動モデル活動推進モデル市町村」に指定され、子どもの読書活動推進に向けて、学校と連携しながら読書環境の整備・充実や各種研修会の開催等を行ってまいりました。「長門市子ども読書活動推進計画」は、こうしたこれまでの読書活動推進のための事業を総括する形で、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等を受け、今後の本市における読書活動推進の指針となるべく策定されたものです。

本市においては、子どもたちの未来が豊饒なものであるために、「長門市子ども読書活動推進計画」をふまえ、より一層、読書活動推進に努めていく所存です。

また、この計画は、市の積極的な取組みはもちろんのこと、市民の皆様方や関係機関の御協力があってはじめて生かされるものです。今後とも市民の皆様方には読書活動推進に関わって御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたって御尽力いただいた長門市子ども読書活動推進計画策定委員の皆様方をはじめとした関係各位に感謝申し上げ、本計画に寄せる言葉とさせていただきます。

平成19年（2007年）1月

長門市長 松林正俊

長門市子ども読書活動推進計画

目 次

は じ め に

第1章 計画策定の趣旨

1 読書活動の意義	1
2 計画策定の経緯	2
3 計画の期間	2

第2章 子どもの読書活動推進の基本的な方針と推進体制

1 子どもの読書活動推進の基本的な方針	3
2 推進体制	5

第3章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	6
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	7
(3) 幼稚園、保育園等における子どもの読書活動の推進	8
(4) 学校における子どもの読書活動の推進	9
(5) 市立図書館における子どもの読書活動の推進	11

2 読書活動を推進するための施設、設備、図書資料等の諸条件の整備・充実

(1) 幼稚園、保育園等における整備・充実	12
(2) 学校図書館の整備・充実	13
(3) 市立図書館の整備・充実	14

3 図書館、学校、関係機関等との連携・協働

(1) 市立図書館等と学校との連携・協働	16
(2) 市立図書館と関係機関との連携・協働	16

4 社会的気運の醸成

おわりに

【資料】

1 長門市小・中学生の読書に関する調査	20
2 子どもの読書活動の推進に関する事業等－長門市立図書館－	22
3 長門市立図書館の貸出実績等	27
4 子どもの読書活動の推進に関する法律	29
5 長門市子ども読書活動推進計画策定の経過	31
6 長門市子ども読書活動推進計画策定委員一覧	31

第1章 計画策定の趣旨

1 読書活動の意義

わたしのかみの光るのは、
いつもかあさま、なでるから。 (金子みすゞ「わたしのかみの」より抜粋)

長門市は、金子みすゞの故郷です。実家は金子文英堂という書店を営んでいました。幼い頃から本に親しんでいたみすゞは、二十歳のときにその才能が開花します。みすゞの詩から感じられる優しさやまなざしの確かさは、きっと読書によって育まれたものなのでしょう。

読書活動をとおして郷土の子どもたちにみすゞの感性やまなざしを受け継いで欲しいといった願いから、この「長門市子ども読書活動推進計画」が生まれました。

今、社会は、少子高齢化や共働き、情報化が進むなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、家庭での温かい語らいや近所の子どもたちとの楽しい遊びなど、子どもたちが成長する上で欠かせないことが次第に減ってきているようです。みすゞの詩には、家庭での出来事、友だちとの交歓を歌ったものがいくつもあります。冒頭の詩もその一つで、家族の愛情が優しく歌われています。子どもたちは家族や友だち、自然と関わる体験によって、人と人との関わり方や自然とのつきあい方を学びながら心を豊かにしていくのです。

読書活動は、直接的ではないにしても、今、減りつつある子どもたちの体験を回復していくと考えています。読書活動は物語の中で登場人物と同化することによって追体験をすることができるからです。言い換えれば、読書活動によって間接的な体験をするということです。

また、文字に浸ることで言葉の意味をとらえる力も育れます。言葉の意味には、辞書に記されているような意味だけでなく、表現者が言葉に込める特別の意味も含まれます。例えば特別の意味とは、「読書」という言葉であれば、「楽しみ、余暇」等の表現者固有の意味がこもるということです。読書活動は、こうした特別の意味をも汲み取る力を育てるのだと考えています。

さらには、言葉による表現力を育てることにも役立つと考えます。読書活動によって言葉の意味や使い方を知ることができるからです。

以上のような素敵な値打ちが読書活動にはあります。ただ、それが強いられたものでは本に向かう意欲も半減してしまいます。自分から興味をもって本を手にとる、そのためにどのような環境を整えればよいかという立場での計画を記しています。

みすゞの読書も、自分の興味を大切にすることから出発していると考えるからです。

2 計画策定の経緯

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）

この条文は、平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、子ども読書活動の推進の基本理念として掲げられたものです。この基本理念にもとづき、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）が閣議決定され、また、山口県においても平成16年10月に「山口県子ども読書活動推進計画」（以下「県推進計画」という。）が示されました。さらに、同法においては、市町村の「子ども読書活動推進計画」の策定が求められました。

市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項）

また、平成17年7月には「文字・活字文化振興法」が公布・施行され、その条文の中では、公立図書館及び学校図書館において「人的体制の整備」「図書館資料の充実」「情報化の推進等の物的条件の整備」等を求めています。

本計画は、以上のような経緯をふまえ、策定にいたりました。

「子ども読書活動推進基本計画」及び「県推進計画」では、子どもの読書活動の基本的な方針として、「1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実」「2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組みの推進」「3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」の3項目を掲げています。本計画においても、「子ども読書活動推進基本計画」及び「県推進計画」を基本とするという立場で、この三つの方針を踏襲しています。

3 計画の期間

本計画は、「長門市総合計画」の半期である平成19年度から平成23年度を目標年次とする5年間の計画として策定します。なお、平成19年度をもって計画期間が終了する「県推進計画」の今後の改訂状況をふまえつつ中間期に見直しを行います。

第2章 子どもの読書活動推進の基本的な方針と推進体制

1 子どもの読書活動推進の基本的な方針

前頁でも記したように、基本的な方針は次に掲げる(1)～(3)の3項目です。(1)は発達段階に応じた整備・充実、(2)は連携、(3)は啓発といったとらえ方ができます。以下、それの方針の内容を記します。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

みすゞは、小学校の低学年のときから、大日比の親戚の家で、また、学校で、度々読んだ本の紹介をしていたそうです。どうしてこれほどまでに本が好きになったのでしょうか。

理由は大きく三つあると考えています。一つは、家が書店であることから本がすぐ読める環境にあったこと。また、一つは、きっと幼い頃から母親がお話を語って聞かせたであろうこと。さらには、本のことを級友や親戚の人たちに語れる機会があったこと。

このような理由は、実は、この方針(1)の内容に合致するものもあります。みすゞの読書をめぐる環境は、図書資料が充実し、発達段階に応じた読書活動が豊かでした。そんなイメージを方針(1)では想定しています。

そのために、長門市では、学校教育における読書活動の充実をはじめ、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、市立図書館や学校図書館等における図書資料や専門的職員等の整備・充実に努めます。

到達イメージ

- 市立図書館は、子どもの読書に関する環境が整備され、地域の拠点として、子どもの自主的な読書活動を誘うサービスを提供しています。
- 幼稚園や保育園では、幼児期の図書資料が充実し、本に親しむ落ち着いた室内空間の中で、幼児たちが教員や保育士と一緒に本を楽しんでいます。
- 学校図書館は、図書資料等の環境整備が進み、読書センターや学習センターとして児童生徒に活用されています。

(2) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組みの推進

郷土の偉大な先人である村田清風の蔵書には、「集散任天然永為四海宝（一部抜粹）」（集散は天然に任せて永く四海の宝と為す）という印が押されていました。意味は、「本が戻ろうと戻るまいとこの地上からなくならない限り、本はあるべきところにあって役に立っている。本は国の宝だ。」というものです。

子どもたちの自主的な読書活動を推進するためには、村田清風のように本や読書活動を社会全体の中で尊いものとして考え、家庭、地域、学校それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、それぞれが緊密に連携し、相互に協力を図りつつ取組みを行うことが大切です。

そのために、長門市では、読書活動に携わる学校や図書館等の関係機関、書籍販売等の事業者などがそれに連携・協働して、子どもの自主的読書活動の推進を図るような総合的な取組みの推進とともに、必要な体制の整備に努めます。

到達イメージ

- 家庭において、子どもたちは家族と日常的に読書を楽しんでいます。
- 学校等において、家庭や地域との連携・協働の中で子どもたちの読書に親しむ取組みが進み、自主的に読書に親しんでいます。
- 市立図書館は、読書活動推進センターとして、学校や家庭、民間団体等の読書活動を積極的に支援しています。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

長門市大日比にある西円寺は、二百年以上も前に小児念佛会こどもねんがくえが始められました。この念佛会は世界最古の日曜学校といわれています。そこでは、わかりやすい物語をとおして、子どもが様々なものの見方や考え方を学ぶことのできる場でした。

子どもは大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿にふれたりすることで読書意欲を高めていきます。西円寺の念佛会は、きっとそうした場所だったのでしょう。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心をもつことが重要です。

そのために、長門市では、読書活動の意義や重要性について、学校教育や社会教育の機会を通じて、広く普及・啓発を行うことに努めます。

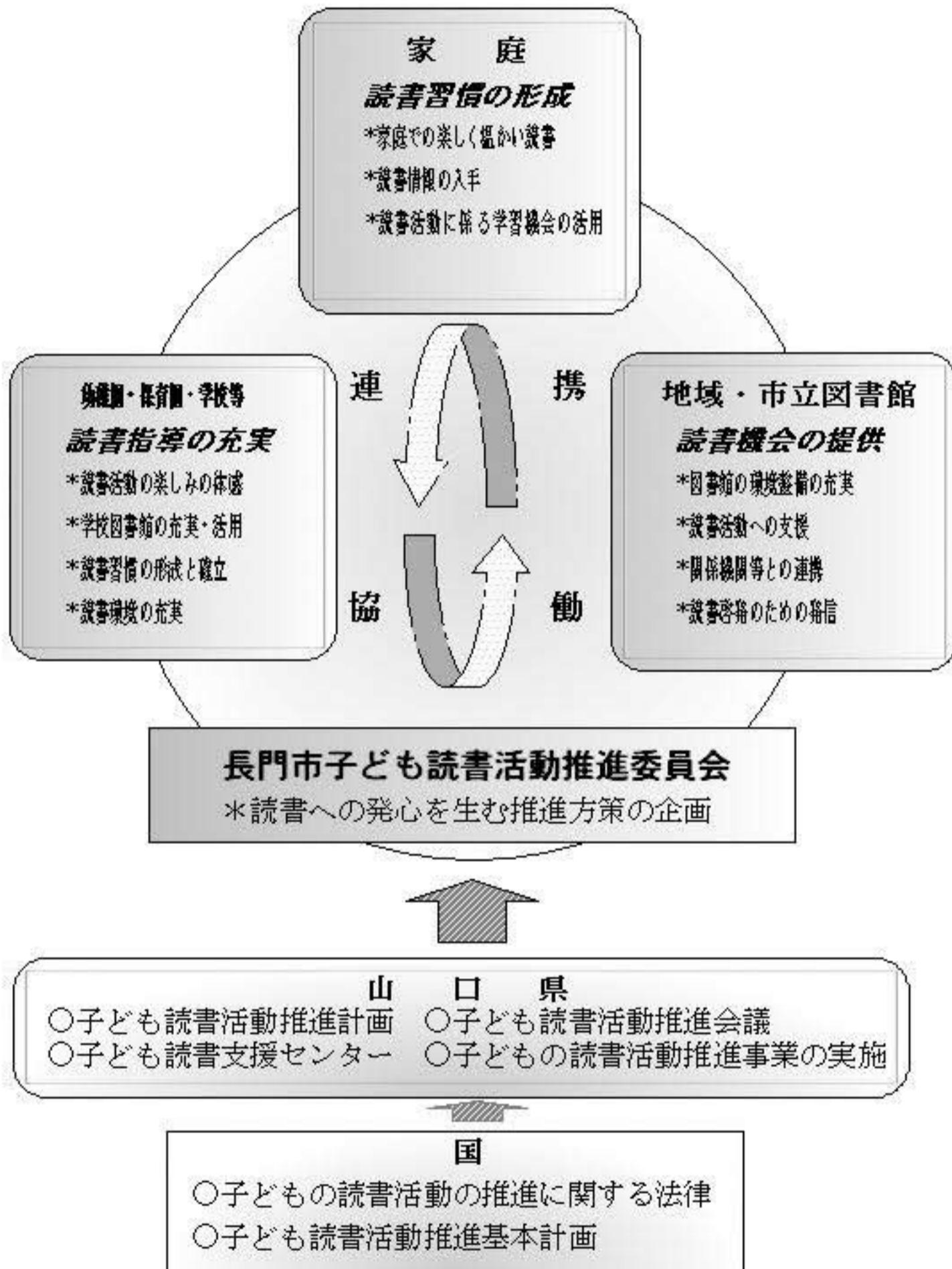
到達イメージ

- 「子ども読書の日」や「子ども読書週間」、さらには「全国読書週間」「文字・活字文化の日」を中心に、地域や学校で読書活動推進に関わる様々な活動が実施され、市民の関心が高まっています。
- 読書活動推進のための広報や案内が、日常的に学校や市立図書館等から保護者や市民に配付されています。
- 市内各地域の読書サークルの活動が広がりをみせています。

2 推進体制

本計画にもとづき、長門市の子ども読書活動を推進するため、長門市子ども読書活動推進委員会においてその方策を協議しながら、下図のような体制で、家庭、学校、地域それぞれの推進と連携・協働を図っていきます。

＜子どもの読書活動推進体制図＞



第3章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

子どもにとっての読書は、乳幼児期の言葉の体験（言葉の獲得）から始まります。赤ちゃんはお母さんの言葉を聞いて人間としての言葉を習得し始め、それと一緒に言葉や表情に込められた喜怒哀楽の感情にふれることをとおして人間らしい感情を育んでいきます。家族の温かい語りかけは、言葉や豊かな心、さらには、コミュニケーション能力を育てる基礎となるものです。

すべての子どもたちが、この世に生を受けたときから、発達段階に応じて、物語やお話の楽しさに出会い、好奇心を満たし、豊かな心を育むためには、読書の喜びをともに分かち合う大人の存在が不可欠です。

しかし、近年、家庭においてはテレビやインターネット等、様々なメディアが浸透したことにより、ゆっくりと親子であれあったり、本に親しむ機会が減ってきているのが現状です。

また、長門市立図書館には子どものコーナーが設置されていますが、図書館を利用する保護者が限られており、乳幼児と保護者が利用できるオープンスペースの展示コーナーを知らない保護者も多いのが実情です。

親子読書へ誘う啓発活動を行うことと、保護者が乳幼児と一緒に本を読んだりしながらゆっくり過ごせる場所の提供が課題です。

【施策の方向】

① 親子読書へ誘う啓発活動の推進

保護者に読書の大切さを訴えるために、母子保健推進員や地域の子育て支援者を通じて、読書啓発のリーフレット等を配布するなどの啓発活動を行います。

② 子どもの読書コーナーの設置・充実

妊娠期からの本との出会いの場づくりを推進するために、親子で利用する地区の集会所や公民館、保健センター、子育て支援センター等の公共の場所に積極的に絵本コーナーの設置を働きかけていきます。

③ 子どもの本に関する講座、おはなし会の開催

乳幼児学級、子育て講座、1歳6か月検診、3歳児検診等で、読み聞かせボランティアグループ^{*1}を活用し、子どもの発達段階に応じた読書活動やその楽しさを伝えます。

* 1 市内の読み聞かせボランティアグループは「おはなしポケット」「よみっこくらぶ」等がある。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

現在、長門市内の各地域においては子どもを対象とした様々な活動が行われています。例えば、就学前の各種育児相談会、子育て支援サークル、読み聞かせの会、乳幼児をもつ親の会、子ども会等々、多くの子どもと保護者が参加しています。主に地域の各公民館で実施されるこうした事業は、読書活動推進のためのよい機会ですが、地域差や内容差が大きく、予算や人員配置の面も含めて充実したものになっているとは言い難い状況です。

また、公民館には規模の大小はありますが、図書コーナーが設置されています。学校図書館とともに子どもたちにとっては身近な施設だといえます。

しかし、貸出業務中心の運営で、蔵書の管理方法も様々です。選本も公民館に任せられており、せっかくの蔵書が有効に活用されていない状況です。

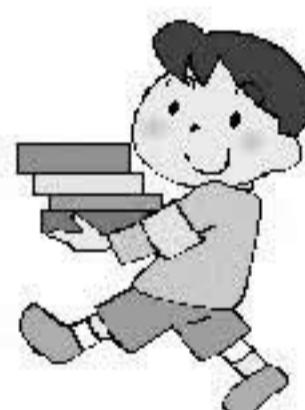
【施策の方向】

① 各地域の読書活動コーディネート機能の充実

各公民館へ図書館の運営ノウハウを身に付けた専門家を適宜派遣することで、各地域の公民館図書コーナーの充実や読書活動の活性化を図ります。

② 公民館の図書資料の整備・充実

各公民館では、地域の声に応じた、また地域色のある図書資料の整備・充実に努めます。



(3) 幼稚園、保育園等における子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

幼児期は、人としての感性や知性の基礎を育む土台づくりの時期です。そのために、幼稚園や保育園、児童館では、集団の中で様々な遊びを行ったり、読み聞かせを行ったりしています。

幼稚園の教育要領では、領域「言葉」に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」という指示事項が示され、また、保育所保育指針では、1歳3ヶ月以降、年齢に応じた、絵本の読み聞かせや読書、紙芝居等を取り入れた保育が求められています。さらに、児童館では図書室の設置が義務づけられてもいます。

長門市の幼稚園や保育園、児童館においては、日々、絵本等を利用しての読み聞かせに積極的に取り組んでおり、子どもたちもこうした活動を楽しみにしています。

しかしながら、絵本等の冊数不足など、子どもたちが自分の興味・関心に応じていっても本を手にとることができるといった環境整備が十分になされているとはいえない。そのため、読書指導や読み聞かせから発展していく子どもたちの読書活動が限られたものになっているといえます。

また、読書活動の成果が、各家庭にまで及んでいるとはいえない状況にあります。絵本等の家庭への貸出や読書についての保護者との話し合いなど、家庭との連携が今まで以上に図られることが必要です。

さらに、特別な支援を必要とする子どもに対する読書活動も課題としてあげられます。子ども一人ひとりの発達の様子をふまえながら、絵本等を通じて、文字と意味に楽しくわかりやすくふれる活動の設定が大切となると考えています。

【施策の方向】

① 人的環境を含めた総合的な環境整備の充実

個に応じた読書活動を行うために、各関係機関に人的環境を含めた総合的な環境整備の充実を促します。

② 保護者との連携による読書活動の推進

幼稚園、保育園、児童館などに対しては、読書習慣の形成のために、保護者と連携をとりながら、子どもたちが読書の楽しさを体感できるような読書活動を推進するよう促します。

③ 読書活動推進のための保護者への啓発活動の実施

保護者に対しては、親子で一緒に絵本などに親しむことの大切さや意義の啓発に努めるとともに、テレビ視聴やメディア機器などの娯楽に代わる、親子のふれあいの中での読み聞かせ体験を促します。

(4) 学校における子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

長門市の小・中学校では、ほとんどの学校が朝の読書活動を行っています。一日のスタートを読書で始めることは、落ち着きのある学校生活を送る上で大いに効果があり、回数も増加の傾向にあります。定着するにつれ、次のような児童生徒の声も聞かれるようになりました。

○これまで読書が嫌いだったけど、読破したときは達成感があって苦痛ではなくなった。

○朝、慌ただしく学校に来るので、落ち着く時間があっていい。

このように、様々な本に出会うチャンスと時間が確保されれば、子どもにとって読書は、苦痛ではなくむしろ安らぎの時間にもなりうるのです。

また、学校では、ボランティアによる読み聞かせを利用したり、図書委員会が読み聞かせをしたりするなど、よき読書習慣の確立に努めています。

さらに、調べ学習の場としても学校図書館が利用されています。教科書をおおした学習だけでなく、第2の教科書として図書館の本を活用しています。社会科や理科、総合的な学習の時間等は、課題学習がよく行われますが、課題追求のための資料として、図書館の本は学習を担う大切な資料となっています。

しかしながら、学校図書館に児童生徒のニーズに十分応えられるだけの資料がそろっていないため、市立図書館と連携をとりながら学習活動を行っているのが現状です。

学校図書館は、憩いの場としても大いに役立っています。ゆったりとした雰囲気の中で読書活動を行うことは、特別な支援を必要とする児童生徒にとっても、心豊かな気持ちになります。

そのためには、11学級以下の学校への司書教諭^{*2}や学校司書の計画的な配置が求められます。また、児童生徒や教員と交流を深める和やかな場として、いつでも本が読める環境づくりとして常時開館しておくことも望されます。

*2 司書教諭の資格をもつ教諭は平成15年度から12学級以上の学校において配置されている。なお、「司書教諭」は学校図書館の専門的事務を行う資格をもった教諭のことであり、「学校司書」は、教員免許の有無にかかわらず図書館の専門的事務のため自治体が学校に配置した専門職員のこと。また、「司書」は、図書館の専門的事務に従事する資格をもった職員。

【施策の方向】

① 読書習慣の確立と読書指導の充実

子どもを読書に親しませるために、ブックトーク^{*3}や本の紹介活動、読み聞かせなどの実施や推薦・必読図書のリストや図書館便りの作成、また、感想文や感想画の指導など多様な活動を展開します。さらに、図書委員会活動が自主的に展開できるよう支援し、多彩な行事を行います。

② 学校図書館の利用計画と利用指導の充実

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間では、調べ学習等の多様な学習の中で、学校図書館の活用を推進します。そのために、学校や児童生徒一人ひとりの実態に応じた年間指導計画を作成し、計画的な利用指導の実施を働きかけます。

③ 教職員の研修の充実

学校図書館の機能や役割を全教職員が共通理解をしながら実践していくためにも、他の教職員への啓発が急務です。また、誰が担当者になっても引き継ぎが可能なように、すべての教職員に研修の機会が与えられるようにします。

④ 市立図書館や他の学校図書館との連携・情報交換

市立図書館と連携・協力することにより、さらに広く、深く子どもの読書環境を充実することができるようネットワークの推進に努めます。また、従来の小・中学校の図書館連絡協議会も発達段階に応じた利用指導の充実をめざします。

⑤ 読書活動の活性化をめざす研修の充実

全国の優れた読書活動実践校の取組みを研修し、その成果を学校に取り入れることで読書活動の活性化をめざします。

⑥ 家庭や地域との連携

保護者や地域と連携し、児童生徒の実態や学校の実情に応じた良書の選定や古本のリサイクルを行いながら、家庭や地域での読書活動への啓発を図り、家庭や地域と学校とが一体となって読書活動を推進します。



*3 「ブックトーク」とは、テーマにそって様々な方法で数冊の本を紹介すること。読書啓発の一方法。

(5) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

すべての子どもたちが読みたいとき、読みたい本を手にすることができる読書環境を整備していくことが、市立図書館の任務です。長門市立図書館では、子ども読書年（2000年）を契機に“子どもと本の橋渡し”をすべく、様々な事業を開拓してきました。

長門市では、すべての子どもたちへ公平かつ十分なサービスの提供を実現するため、本館・分館・移動図書館の3館でサービスを行っていますが、まだ十分な利用環境に達していないのが現状です。

本の世界の楽しさを子どもたちに伝えるため、ボランティアを育成したり、乳幼児期の子どもを対象としたおはなし会、さらに、市内の小中学校との連携を図り、学校図書館の充実をサポートするための担当者会議を開催してきました。「読書」は本来、強制するものではありませんが、そこに広がる世界を楽しみたい、と子どもたちが思ったとき、適切にアドバイスできる大人（司書・ボランティア等）と楽しむ場所（図書館・学校等）が身近にあることが望されます。ボランティアの養成・育成も一過性のものではなく、ボランティアの活動ができる土壤づくり・技術向上のための機会提供・情報収集も図書館に求められるところです。

しかしながら、児童サービスを拡充、充実させ、子どもの成長段階に応じた読書相談体制を構築するには、児童サービス専任担当者の存在が必要となってきます。

【施策の方向】

① 全市域で格差のない図書館サービス体制の構築

子どもが気軽に利用できる“いつでも、どこでも楽しめる読書環境”をめざし、市立図書館が中心となり、関係機関等と連携の充実を図ります。

② 子どもの年齢に応じた読書の楽しさを伝える環境づくり

年齢に応じたブックリスト^{*4}や図書館だよりの作成、事業の企画、講演会、図書館まつりの開催等、市民が広く本の世界のすばらしさを理解できるよう内容の充実を図ります。

こうした読書環境づくりの一環として、開館時間の延長・祝日開館等を行い、利用しやすい図書館をめざします。

*4 「ブックリスト」とは、読者に応じて、良書や名書を目録風に並べたもの。

2 読書活動を推進するための施設、設備、図書資料等の諸条件の整備・充実

(1) 幼稚園、保育園等における整備・充実

【現状及び課題】

読み聞かせなどの読書活動は積極的に行われているものの、それに対応する図書は、質・量ともに十分とはいえない状況です。発達段階に応じた、また、一人ひとりの子どもの興味・関心に応じた図書資料の充実が望まれます。

また、施設・設備面においても、読書に誘うような室内空間の工夫等を各施設でできる限り行ってはいるものの十分とはいえません。

幼児の想像力や知的好奇心をかきたてる絵本や図鑑、また、ストーリーテリング⁵⁾で活用する物語等、蔵書の計画的な購入・整備と、幼児の目線や動線を考えた図書コーナーづくりなど、環境整備に努めることが求められます。

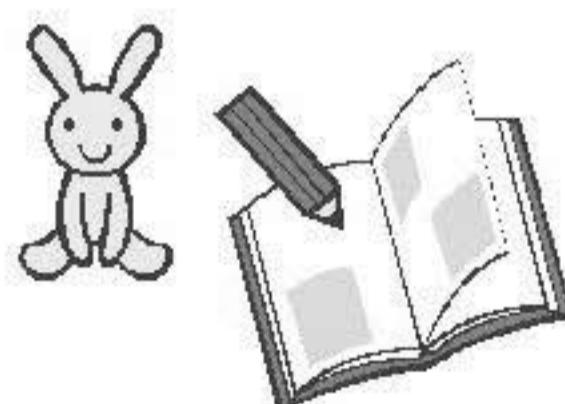
【施策の方向】

① 発達段階に応じた絵本等の整備・充実

幼稚園や保育園、児童館では、子どもたちが楽しみながら本と出会える室内空間を確保し、保護者や各関係機関と連携・協働して、図書環境の整備が行われるとともに、発達段階に応じた絵本等の整備・充実が積極的にすすめられるように支援していきます。

② 読書に誘う室内空間の工夫

司書等の専門家と連携して読書に誘う室内空間を工夫するよう支援していきます。



*5 「ストーリーテリング」とは、物語を覚えた上で、絵や文字を見せずに話を語ること。

(2) 学校図書館の整備・充実

【現状及び課題】

学校図書館は、児童生徒にとって自由に資料にふれることのできる身近な場所です。小学校低学年から中学校3年生までの年齢差に応じて、絵本や伝記・物語など、読書の場として幅広い蔵書を充実させなければいけません。

しかし、文部科学省の「学校図書館図書標準」を達成している学校は小学校13校中1校、中学校8校中2校（2006年5月現在）と少なく、蔵書の充実が求められています。

また、学習情報センターとして、調べ学習に対応する雑誌やパンフレット・新聞などの各資料やインターネットで自由に検索できるような機器も学校に備え付けなければいけません。さらに、児童が調べたいときすぐに対応できるような司書教諭の配置も必要です。

学校図書館が、子供たちの知恵や感性を磨く場として必要とされればされるほど、課題も見え始めてきています。レファレンスサービス⁶の機能を充実させようとするなら、「案内する人」「豊かな蔵書」は必須の条件です。また、授業に図書室を利用する機会が増えているにも関わらず、図書室が会議室と兼用であったり、スペースが狭く本来の機能を十分に果たしていない現状もままあります。

学校図書館が機能するように「図書室に本を手渡す人がいること」「環境整備」の大切さを広く呼びかけていきたいものです。

【施策の方向】

① 蔵書の質と量の充実

よりよい本の選定、廃棄をスムーズに行ない、豊かな蔵書に努めます。

② 学校司書の配置の検討

現行の司書教諭や図書館担当教員は、勤務上、図書館業務について十分に時間が割けない状況にあります。

子どもたちの「学びたい」気持ちに応える「人」の存在が必要不可欠です。

③ 学校図書館の施設・設備の整備・充実

学校図書館が子供たちにとって常に開かれていて、安心できる居心地のよい場所であるためにも、スペースや快適な環境づくりが必要です。また、インターネット接続など情報化の促進も必要です。

*6 「レファレンスサービス」とは、利用者からの問い合わせに対し、資料や情報を提供すること。

(3) 市立図書館の整備・充実

【現状及び課題】

年々、増加傾向にある児童図書の貸出伸び率、移動図書館の活用率増加、総合学習・体験学習による市立図書館活用の多様化、読み聞かせ等の児童サービスの拡充の中で、経験と知識の豊富な専任職員と新鮮な資料は欠くことができません。読書をする場所は市立図書館だけに限られておらず、家庭・学校等、子どもたちの生活圏内どこでも、読書を楽しめるように関係機関と連携を保ち、十分な情報提供をしていく必要があります。そのためにも、資料費の確保は課題となっています。特に、平成14年度より遠隔地の子どもたちへ移動図書館を運行し、どの子どもにも本の温もりを届けるよう努めてきましたが、合併したことで対象市域が広がり、そのため十分な運行体制とはいえず、地域格差があるのが現状です。移動図書館の充実（職員確保・車両の買い換え）も課題の一つです。

また、長門市では、乳幼児期からの読書を大切にしたい、親子であれあう時間を大切にして欲しい、との願いから未就園児を対象にしたおはなし会を開催してきました。この輪を広げるためには、他機関（保健センターや公民館等）、地域とのより深い連携が必要です。また、市立図書館内で親子がくつろぎ、楽しめるスペースはありますが、設置場所に問題があり、より利用しやすいように工夫していくことが必要です。

障害のある子どもへのサービスについては、市立図書館から十分な読書案内がなされておらず、今後すべての子どもたちが、本の世界を楽しめるようサービス体制を整えていく必要があります。

【施策の方向】

① 児童サービス専任司書の確保

児童サービスに長けた専任職員の確保・育成に努め、レファレンス等、子どもの要求はもちろん、大人からの子どもの読書相談にも的確に対応できるようにサービスの充実・技術の習得に努めます。

② 図書資料の確保及び情報提供の充実

すべての子どもが自分に合った資料と出会えるよう、新鮮な資料の収集、予算確保に努めます。また、子ども版ホームページの開設、年齢別・テーマ別に応じたブックリストの作成等、子どもと本を結ぶ情報提供の内容充実を図ります。

③ 移動図書館の充実

市内各地域の子どもたちへ本の温もりを届ける移動図書館の運行整備とそれに従事する職員の配置をすすめます。

④ 乳幼児サービスの充実

乳幼児期の読書の楽しみ方を提案していきます。成長段階に応じた本の紹介、読書相談を充実させ親の援助を図ります。エプロンシアター⁷や大型絵本を充実させ、家庭で親子が楽しみながら本の世界を遊べるよう個人貸出用資料の収集に努めます。また、全国的に広がりを見せた「ブックスタート」⁸の導入を検討し、健康増進課等の関係機関との連携強化に努めます。

⑤ 特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの工夫

布絵本や点字絵本といった紙媒体以外の資料収集にも努め、広く読書の世界への扉が開かれるよう努めます。一人ひとりの問題に応じた読書方法がサポートできるよう、関係機関・専門家等と協議しながら体制を整備していきます。

⑥ 関係機関との連携充実

市立図書館以外の場所でも十分に読書が楽しめるよう、子どもたちが生活する中で利用する場所（学校・公民館等）での読書環境の充実に努めます。市立図書館からの利用案内の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、団体貸出制度・貸出文庫の確立をめざします。



*7 「エプロンシアター」とは、エプロンを着用し、そのエプロンを舞台にしながら行う人形劇のこと。

*8 「ブックスタート」とは、乳幼児に絵本を渡す運動のこと。

3 図書館、学校、関係機関等との連携・協働

(1) 市立図書館等と学校との連携・協働

【現状及び課題】

市立図書館では、学校と連携・協働して子どもの読書活動を一層推進していくために、小・中学校図書館連絡協議会等を開催してきました。そこでは、市立図書館から図書館運営に関する専門的な事項の指導が行われるなど、実効のある研修や協議がなされてきました。今後は、市立図書館からの働きかけのみならず、学校図書館からの具体的な連携方策の提案が期待されます。

また、山口県立図書館では、平成16年4月に「子ども読書活動支援センター」が設置されました。子ども読書活動を推進する山口県の中心として、子ども読書指導者養成講座等の各種事業が展開されています。さらには、国の国際子ども図書館では世界各国の児童図書のセット貸出など、学校図書館への各種サービスを実施しています。学校における読書活動の推進を図るために、こうした国や県の事業やサービスの活用がより一層望まれます。

【施策の方向】

① 図書館からの学校支援の推進

市立図書館では、現在行っている学校図書館への団体貸出や移動図書館「ぐるブック号」での図書の貸出、読み聞かせボランティアグループによる出前サービスなどの諸事業をより活発に行います。また、小・中学校図書館連絡協議会の定期的な開催をはじめ、図書館職員の学校訪問等による読書啓発の取組み、レファレンス・サービスの充実、学校教職員への研修の場の提供、体験学習の受け入れ等の活動への支援などが、スムーズに行われるよう努めます。

② 学校からの公立図書館活用の推進

公立図書館で実施されている様々な事業や各種サービスを積極的に活用するとともに、学校における読書活動推進のために、期待されるサービス内容を学校と公立図書館との連携・協働のもとに企画していきます。

(2) 市立図書館と関係機関との連携・協働

【現状及び課題】

子どもが本と出会う機会を増し、地域ぐるみの読書活動を推進していくためには、市立図書館内だけでなく、関係機関と連携をとりながら子どもの生活に密着した会の運営、読書支援体制を構築していくことが重要となります。そのために、市立図書館と公民館や児童館、幼稚園や保育園、保健センターなどが連携・協働して、本の選び方や読み聞かせの方法等について保護者へアドバイスを行うなどの支援が求められています。

【施策の方向】

① 現在行っている諸事業のより充実した活動

市立図書館では、地域における子どもの読書活動の総合的な推進を図るため、子ども読書活動推進会議での情報提供をはじめ、「ぐるブック号」での図書の貸出や読み聞かせボランティアによる出前サービス、団体貸出制度の確立など、より充実した活動へと推進していきます。

② 保健センター等との連携・協働推進

保健センターに絵本を設置したり、同センターで実施される健康診断の際に絵本の選び方や読み聞かせの方法等について保護者へ働きかけるなどの積極的な支援が期待されます。

③ 地域ボランティアグループとの連携・協働推進

公民館等と協力して、生涯学習グループや家庭教育学級等の子育てグループとの連携・協働を図るなど、より充実した活動へと推進していきます。



4 社会的気運の醸成

【現状及び課題】

子どもの成長については、保護者の育児観や家庭環境が大きな影響を与えます。

読書に浸る喜びや、読書によって世界が広がっていく楽しさを感じたことのある保護者は、きっと子どもの身近に本を置くことでしょう。そういう意味では、読書のすばらしさを保護者へ啓発していくような働きかけが大切になります。まずは、読書活動の意義や重要性を広く市民へ普及することをおして、読書に向かう大人の意識が高まることが大切です。そのことが、社会的気運の高まりの基盤になると考えます。

さて、各学校での朝読書の取組みや市立図書館の様々な活動によって、子どもの読書活動への市民意識は従前に比べると徐々に高くなってきていると考えます。しかし、子どもの読書活動に関する市民意識が社会的気運として高まりをみせているとは未だ言い難い状況にあります。

現在、市立図書館の子ども読書活動推進のための諸事業は、長門市の中で実り、堅実に成果をあげています。こうした活動をふまえ、社会的気運が高まっていくためには、地域や学校等と市立図書館との連携・協働した子ども読書活動の情報提供や啓発のための広報が大切です。

読書に対する大人の意識の高まり、そして、そのための啓発・広報活動といった面での取組みの推進がより一層望まれます。

【施策の方向】

① 子どもの読書活動に関する行事の提供

地域や学校、市立図書館等の企画による子どもの読書に関する講演会や資料展示会、実践報告会等をとおして、市民に読書に対する理解を深める機会を提供します。

② 子どもの読書活動に関する広報活動の推進

「子ども読書の日」（4月23日）や「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）等にあわせ、地域や学校と関係機関とが連携・協働して、その趣旨にふさわしい活動を展開するよう努めるとともに、市民に対しての啓発・広報活動を推進します。また、「全国読書週間」（10月27日～11月9日）や「文字・活字文化の日」（10月27日）の行事にあわせて、その趣旨にふさわしい事業の取組みを推進します。

③ 子どもの読書活動に関する情報提供システムの構築

子ども読書活動の実態や民間団体等における様々な取組みに関する情報を幅広く提供するとともに、子ども読書活動に対する市民の声が反映できるシステムを構築します。

おわりに

長門市は自然豊かな地域であり、すばらしい景色を有しています。豊かな自然の中で生活する長門市の子どもが、自然に浸り本に親しむ……そんな長門っ子を育成したいと願い、本計画を策定しました。

確かな知性や豊かな感性を生む土台となるのは、子どもの生活体験であり、また、一つには読書活動だといえます。しかし、昨今は、生活体験と読書活動の両方を楽しむ子どもが少なくなってきたと感じています。読書活動はするけれども生活体験に乏しいとか、生活体験は豊かにあるが本はほとんど読まないとかいったような実態があるようです。

本市の童謡詩人金子みすゞの知性や感性は、豊かな生活体験とともに読書活動によって育まれたものだと考えています。

長門市の子どもたちには、ぜひとも、みすゞのように豊かな生活体験をし、しっかりと本に親しんで欲しいと願っています。

そのためには、読書への発心を生む様々な誘いと環境整備が必要です。

学校における読書指導の充実、家庭に向けた読書活動の啓発や情報案内、また、幼稚園や保育園、学校等における施設、設備、図書資料等の整備・充実、さらには、市立図書館・学校・各関係機関の連携した読書活動推進が大切になってくることは、本計画でも記したとおりです。

その中でも特に大切なことは、「社会的気運の醸成」の項でも記したように読書活動を大切にする大人の意識だと考えています。活字をとおして想像をふくらませる喜びを多くの人が実感したとき、読書活動の豊饒さが長門市全体に生まれるのだと思っています。

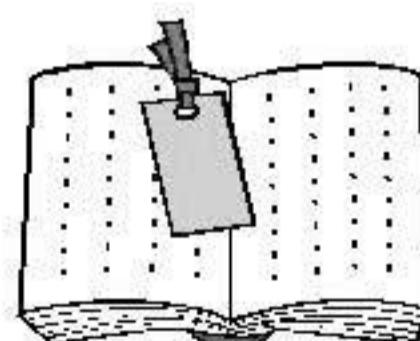
本計画が、長門市の豊饒さに向かう読書活動の標になればと願っています。

みすゞの愛した郷土の自然と読書、そして、心を大切にするために……。

みんなはいまごろ、あの海で、
波に乗ったり、もぐったり、
人魚のように、あそぶだろ。

人魚のくにの、おはなしを、
御本のなかで、みていたら、
海へゆきたくなっちゃった。

(金子みすゞ「御本と海」より抜粋)

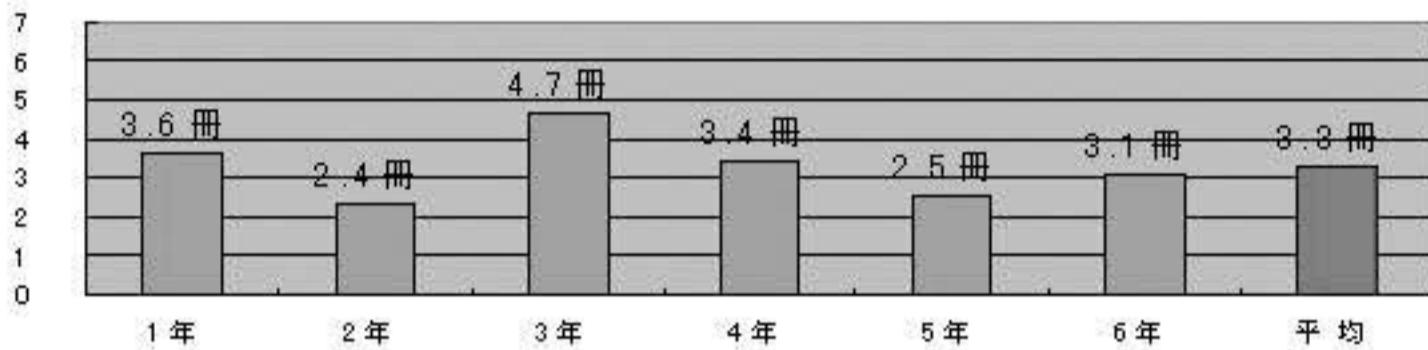


資料

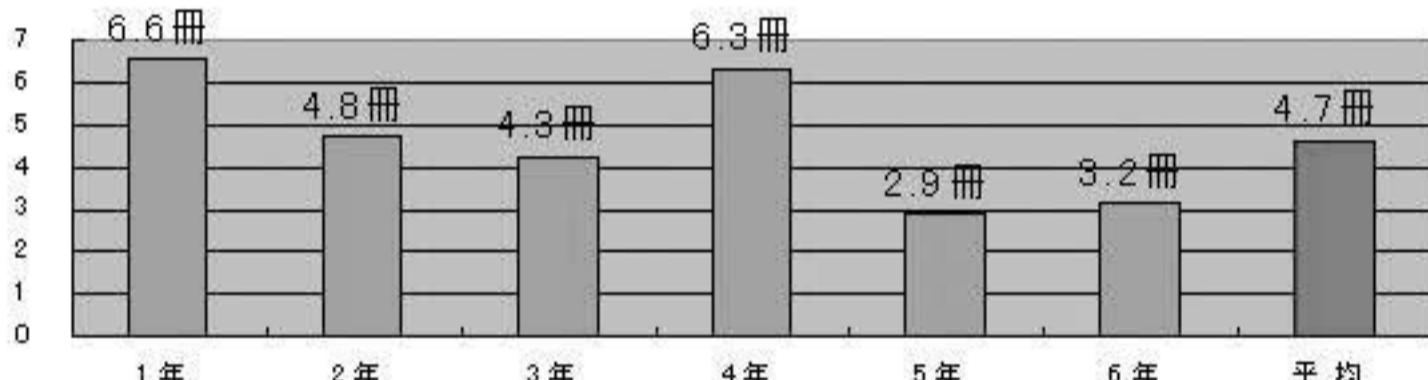
1 長門市小・中学生の読書に関する調査

以下の調査結果は、平成17年度山口県小・中学校生活調査の結果から抽出し、グラフにしたものです。

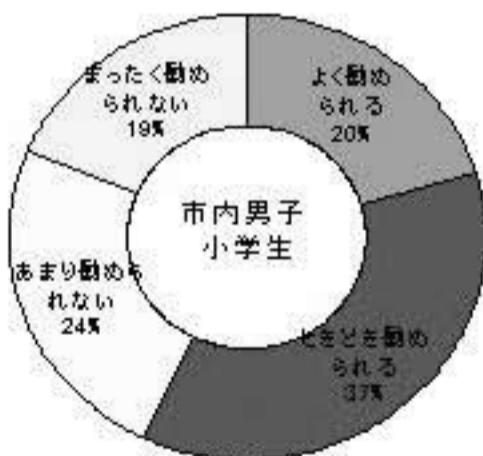
学校外で1ヶ月に読む平均冊数(市内小学男子)



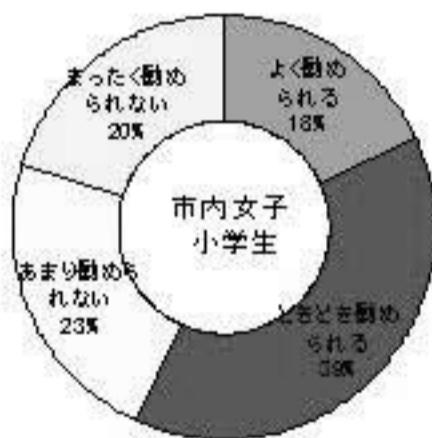
学校外で1ヶ月に読む平均冊数(市内小学女子)



家人から読書を勧められるか

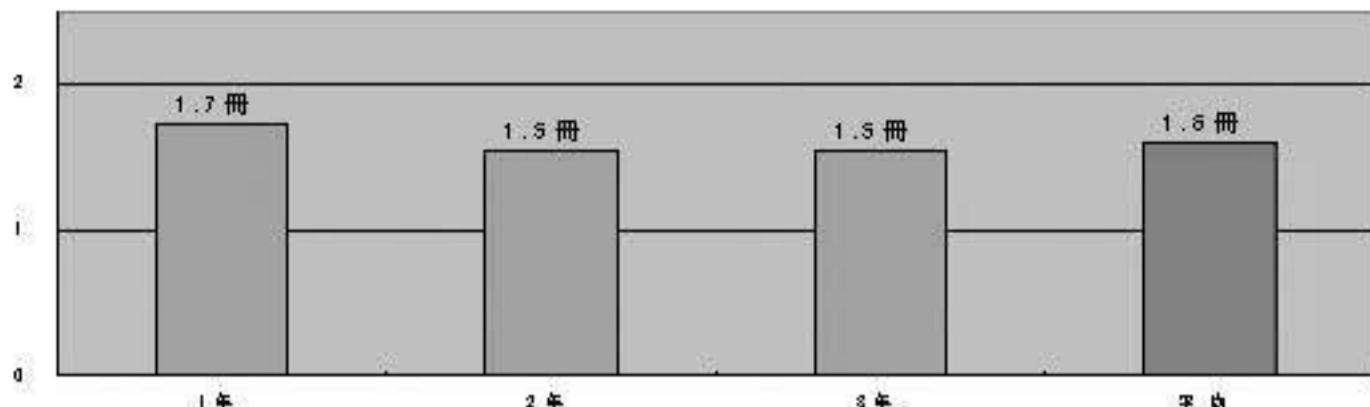


家人から読書を勧められるか

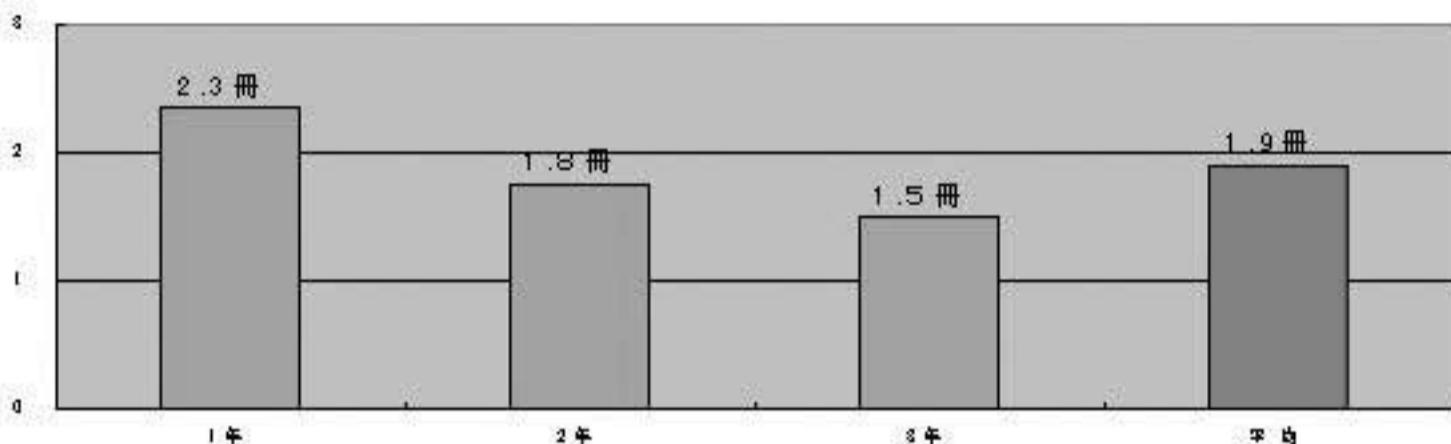


「学校外で1ヶ月に読む平均冊数」は男子3.3冊、女子4.7冊となっています。顕著なことは、5年生において平均冊数の落ち込みがうかがわれるといった点です。5年生を境に、運動面における校外活動の活発化によって、読書量が減少したものととらえています。5年生時における運動と読書活動等とのバランスのとれた校外の過ごし方が大切だと考えます。

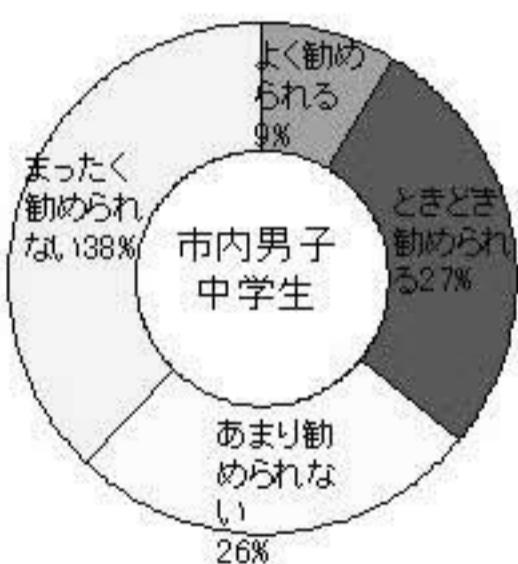
学校外で1ヶ月に読む平均冊数(市内中学男子)



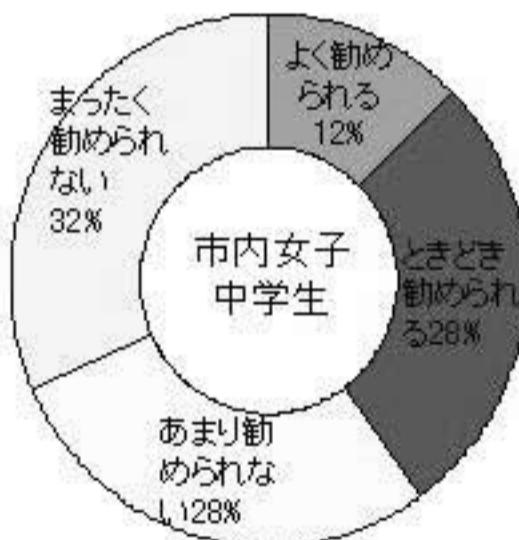
学校外で1ヶ月に読む平均冊数(市内中学女子)



家人から読書を勧められるか



家人から読書を勧められるか



小学校児童に比べると、中学校生徒の平均冊数は、1/2以下に落ち込んでいます。部活動や学習内容の高度化により、読書時間が少なくなっていることにその理由を求めることができると考えます。

家人から読書を勧められる率も、小学校時に比し、中学校では低率です。読書活動の推進に向けて、特に親子読書への啓発も大切だと考えます。

2 子どもの読書活動の推進に関する事業等－長門市立図書館－

【平成14年度】

1. 子ども読書活動推進モデル市町村事業

- ・文部科学省補助金により事業実施

2. 長門市子ども読書推進会議発足（新規事業）

- ・構成22名、年3回開催
- ・子ども読書調査アンケート実施
- ・各種事業の推進計画

3. 読み聞かせボランティア養成講座（新規事業）

- ・読み聞かせボランティアを募集し、全6回の養成講座を開催
- ・講師：黒瀬圭子氏（童話作家、アルス梅光講師）

4. おはなしポケット読み聞かせ出前サービス（新規事業）

- ・ボランティア養成講座を終了した23名により発足、11月から活動開始
- ・延べ34回、対象延べ人数1,094人

5. 小中学校図書館連絡協議会発足（新規事業）

- ・司書による巡回相談、フィルムコーディング研修、生徒の図書館体験学習等

6. 子どもへの読書啓発事業（新規事業）

- ・乳幼児をもつ親への読書啓発運動のための講演会
「ウルトラマンパパの絵本と子育て」講師：宮西達也氏（絵本作家）
- ・子どもに本への関心や想像力を育てるための手作り絵本教室
講師：山口智子氏、河村礼子氏（手作り絵本の会）

7. 子どもの読書活動推進体験フォーラム

- ・「本に親しみ本を楽しむ環境づくり～すべての子どもに本との出会いを～」
パネラー：高校生を含む4名
- ・「すてきな絵本と紙芝居の世界～生きるよろこびを求めて～」
講師：まついのりこ氏（絵本作家）

8. 移動図書館巡回事業開始（新規事業）

- ・移動図書館車 1台（寄贈）により、10月から稼動開始
- ・ステーション数 18箇所
- ・貸出 延べ人数 2,661人、貸出冊数 5,856冊

9. 「たまごの会」開催（以降継続事業）

- ・3歳未満の乳幼児と保護者を対象に、読み聞かせ

10. みすゞの学校と全国授業inながと（主催：長門市教育委員会）

- ・「読み聞かせについて」講師：清水道尾氏（児童文学作家）

【平成15年度】

1. 長門市子ども読書推進会議（継続事業）

- ・関係機関、団体等との情報交換、連携強化
- ・各種事業の推進

2. 中高校生ボランティア養成講座（新規事業）

- ・第1回 「ようこそおはなしの世界へ」
講師：藤本サツエ館長、相部吏美司書
- ・第2回 「感じてみよう！絵本の世界」
講師：中村裕子氏（生きがいケアボランティア）
- ・第3回 「やってみよう！ドキドキワクワク読み聞かせ」
講師：おはなし会の実演
- ・第4回 「チャレンジしよう！ブックトークの世界（ブック・トークの方法
・実演）」
講師：村上淳子氏（常葉学園大学助教授）

3. 子どもの読書活動推進講演会（新規事業）

- ・「子どもとともに感動しよう～感動が子どもを変える～」
講師：村上淳子氏（常葉学園大学助教授）

4. おはなしポケット読み聞かせ出前サービス（継続事業）

- ・幼稚園、保育園、小学校、子育て支援センター等に出向き、読み聞かせ出前サービスを実施
- ・延べ105回、対象延べ人数2,585回

5. 小中学校図書館連絡協議会（継続事業）

- ・図書館の利用促進、学校図書館担当教諭と市立図書館との連携強化

6. 移動図書館巡回サービス（継続事業）

- ・ステーション数 20箇所
- ・貸出延べ人数 5,468人、貸出冊数 12,674冊

7. 山口県学校図書館研究大会

- ・小学校部会（会場・長門市立図書館）

指導者：藤本サツエ館長

読み聞かせボランティア実演

○ 山口県図書館協会「優良図書館施設表彰」受賞

- ・平成14年10月に移動図書館の運行を開始し、また同月、読み聞かせのグループを発足するなどの各種事業の意欲的な活動によって、人口1人あたりの貸出し点数が飛躍的に伸びた。こうした長門市立図書館の事業展開及び実績が評価され、受賞。

【平成16年度】

1. 長門市子ども読書推進会議（継続事業）

- ・関係機関、団体等との情報交換、連携強化
- ・各種事業の推進

2. 長門市子ども読書活動推進計画

- ・平成18年度策定を目標に計画案を協議

3. 金子みすゞ学習会（新規事業）

- ・金子みすゞ顕彰会の協力により、4回開催

4. おはなしポケット読み聞かせ出前サービス（継続事業）

- ・幼稚園、保育園、小学校、子育て支援センター等に出向き、読み聞かせ出前サービスを実施
- ・延べ183回、対象延べ人数4,084人

5. 小中学校図書館連絡協議会（継続事業）

- ・図書館の利用促進、学校図書館担当教諭と市立図書館との連携強化

6. 全国訪問おはなし隊要請来館

7. 移動図書館巡回サービス（継続事業）

- ・ステーション数 20箇所
- ・貸出延べ人数 5,470人、貸出冊数 16,311

○ 子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰受賞

- ・現在の図書館がオープンして以来、読み聞かせのグループを発足し、小中学校との連携を図りながら、学校支援、子ども支援等の子ども読書を推進する活動を展開。また、平成14年10月には移動図書館の運行を開始した。こうした事業を推進した結果、人口1人あたりの貸出点数が飛躍的に増加し、実績が顕著であると認められ、受賞。

【平成17年度】

1. 長門市子ども読書推進会議（継続事業）

- ・関係機関、団体等との情報交換、連携強化
- ・各種事業の推進

2. 長門市子ども読書活動推進計画（継続事業）

- ・平成18年度策定を目標に計画案を協議

3. 読み聞かせボランティア養成講座（第2期）

- ・3回開催 講師：山本安彦氏（山口県立図書館）

4. 第1回図書館まつり開催（新規事業）

- ・図書館まつり実行委員会を中心に運営
- ・「親子で聞くお話し会」「影絵」
- ・不用本・雑誌を寄贈いただき「古本市」を実施
- ・約1,500人の参加

5. みすゞさんからのプレゼント～作者が語る絵本の世界（新規事業）

- ・あまんきみこ氏、武鹿悦子氏、矢崎節夫氏の3人の作家が、各自の絵本の世界を語り、多くの参加者に感動を与えた。
- ・参加者 163人
- ・協力：金子みすゞ顕彰会

6. おはなしポケット読み聞かせ出前サービス（継続事業）

- ・幼稚園、保育園、小学校、子育て支援センター等に出向き、読み聞かせ出前サービスを実施
- ・第2期読み聞かせボランティア養成講座を終了したメンバーが加わる。
- ・延べ262回、対象延べ人数5,428人

7. 小中学校図書館連絡協議会（継続事業）

- ・図書館の利用促進、学校図書館担当教諭と市立図書館との連携強化

8. 移動図書館巡回サービス（継続事業）

- ・ステーション数 20箇所
- ・貸出延べ人数 4,942人、貸出冊数 15,403冊

9. 新刊児童図書出前研究会

- ・山口県立図書館主催により、長門市立図書館を会場に開催
- ・3回開催 山本安彦氏（山口県立図書館）
(子どもたちへの本の見方、接し方の指導を受ける)

【平成18年度】

1. 長門市子ども読書推進会議（継続事業）

- ・関係機関、団体等との情報交換、連携強化
- ・各種事業の推進
- ・長門市子ども読書活動推進計画の検討

2. 長門市子ども読書活動推進計画（継続事業）

- ・平成18年度中に推進計画の策定完了
- ・原案を公開し、パブリックコメントにより意見を求める。

3. 第2回図書館まつり開催（継続事業）

- ・図書館まつり実行委員会を中心に運営
- ・「作文教室～書くことって楽しいな」、「親子で聞くお話し会」など
- ・昨年好評だった「古本市」を、家庭の不用本・雑誌の寄贈により開催

4. おはなしポケット読み聞かせ出前サービス（継続事業）

- ・幼稚園、保育園、小学校、子育て支援センター等に出向き、読み聞かせ出前サービスを実施

5. 小中学校図書館連絡協議会（継続事業）

- ・図書館の利用促進、学校図書館担当教諭と市立図書館との連携強化

6. 移動図書館巡回サービス（継続事業）

- ・三隅地区、日置地区、油谷地区への巡回を開始
- ・ステーション数 28箇所に再編

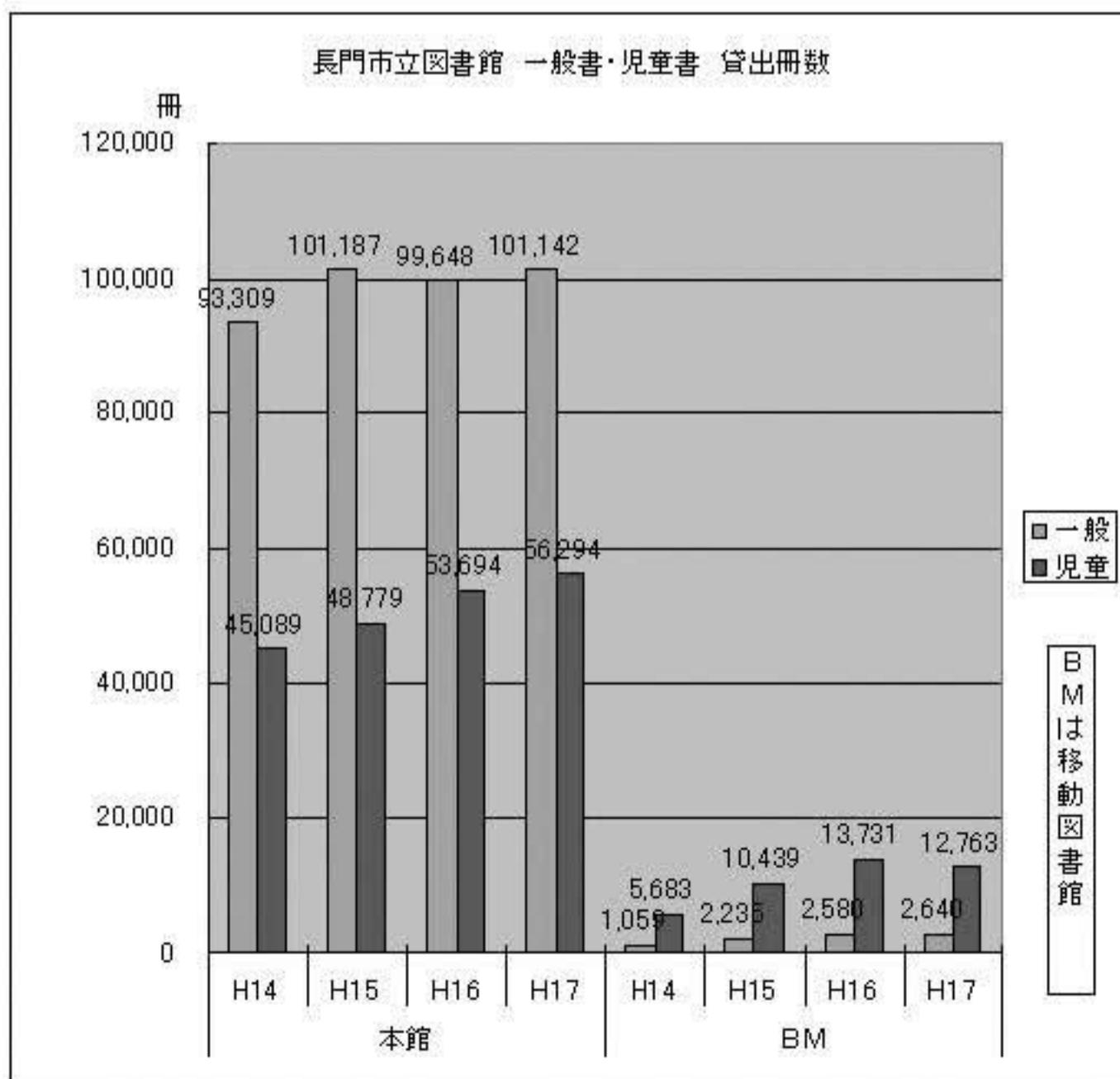
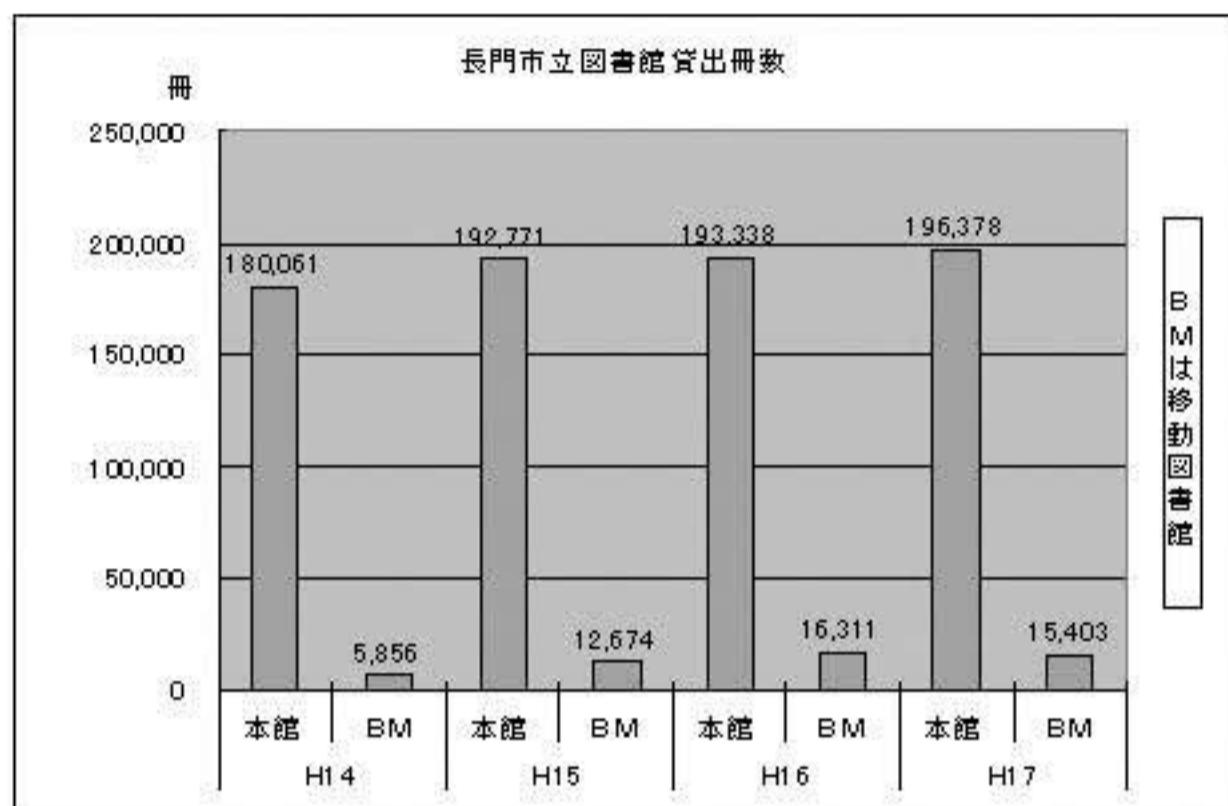
7. 子ども読書指導者養成講座

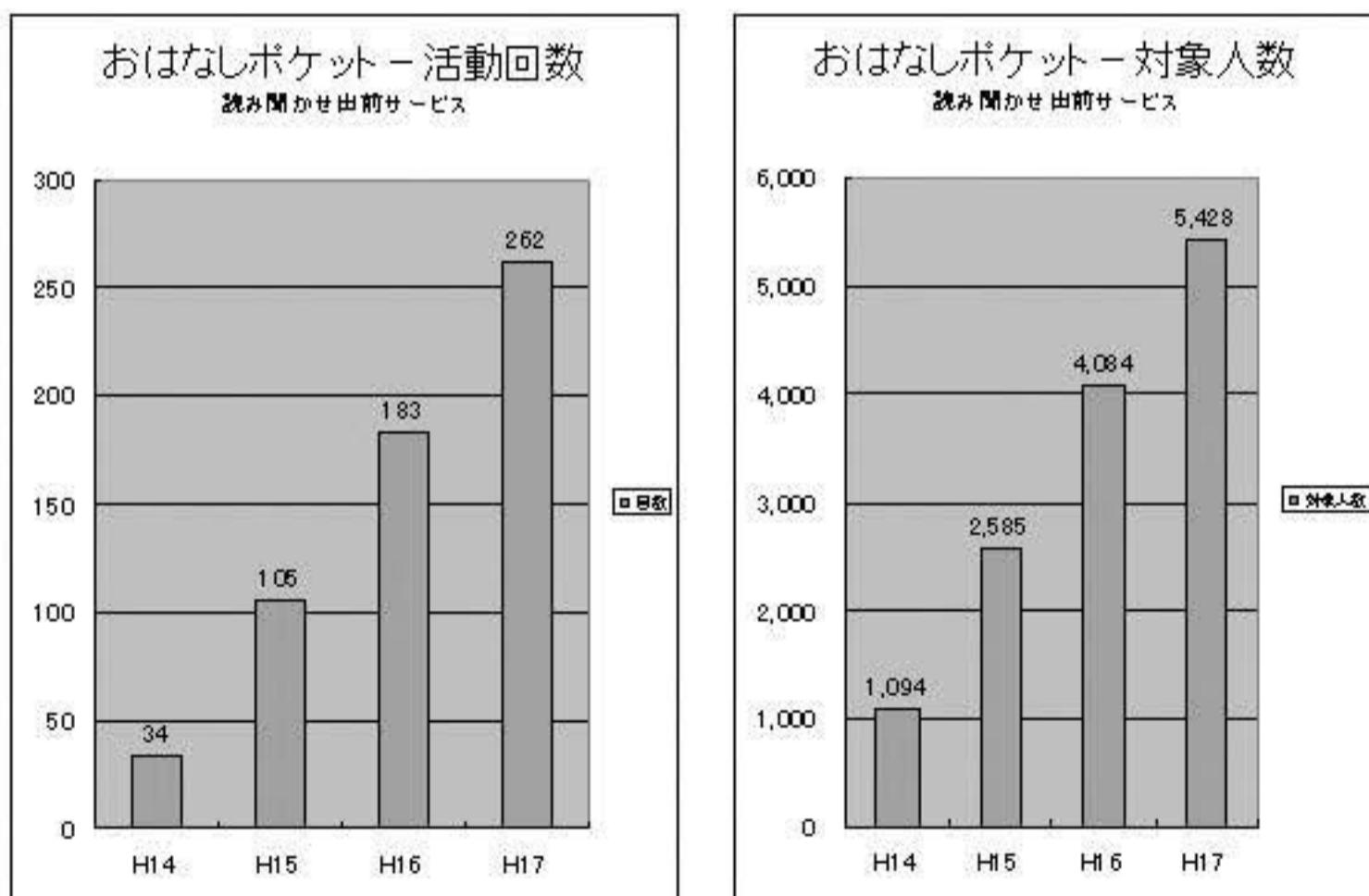
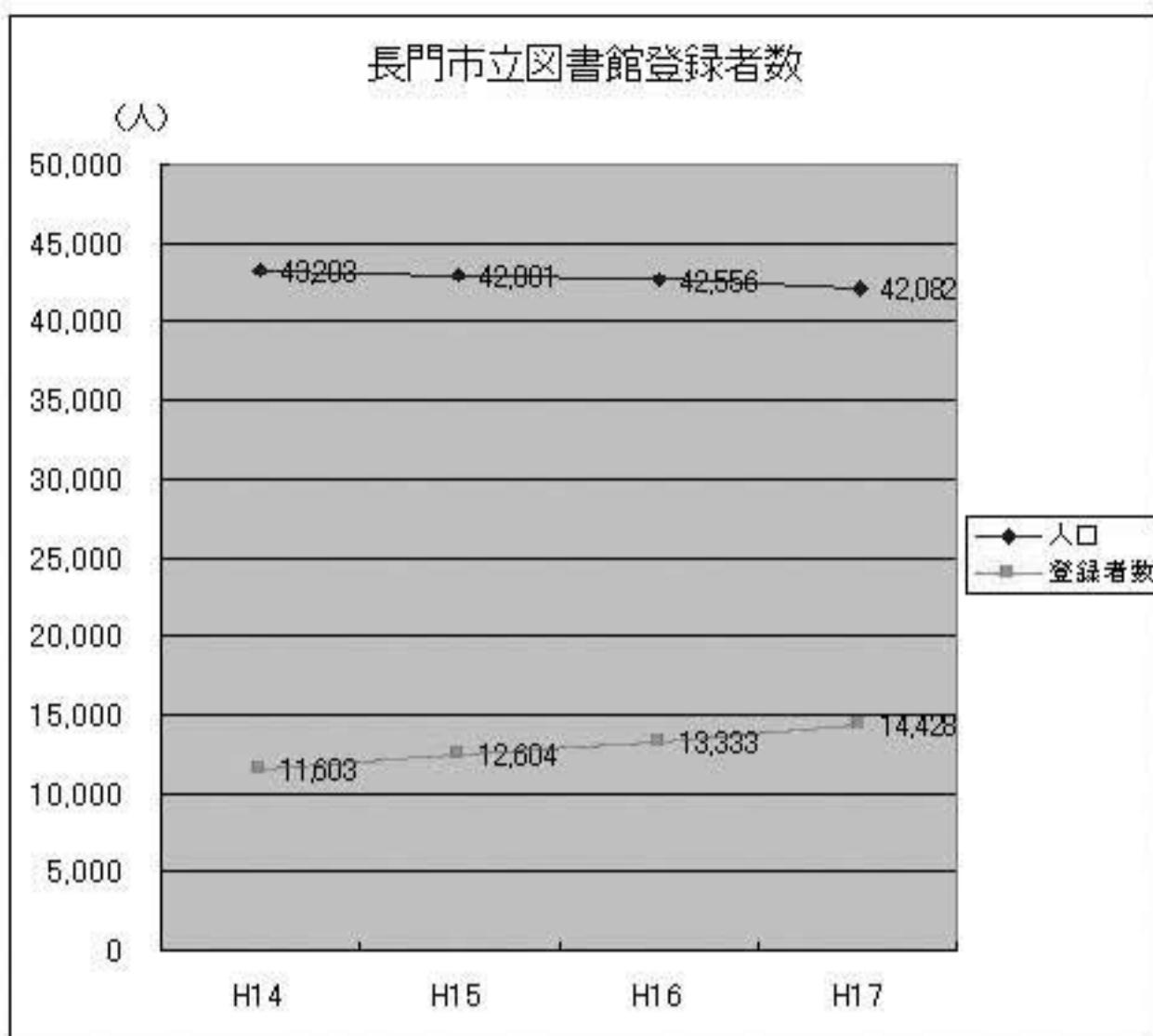
- ・山口県立図書館主催により、長門市立図書館を会場に開催
- ・第1回 講師：広瀬恒子氏
- ・第2回 講師：金野実加枝氏
- ・第3回 講師：白根恵子氏
- ・第4回 事例発表、意見交換（会場・山口県立図書館）

8. 新刊児童図書出前研究会

- ・昨年に引き続き、山口県立図書館主催により、長門市立図書館を会場に開催
- ・3回開催 山本安彦氏（山口県立図書館）
(子どもたちへの本の見方、接し方の指導を受ける)

3 長門市立図書館の貸出実績等





4 子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成13年法律第154号】

第1条（目的）この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

第2条（基本理念）子ども（おむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

第3条（国の責務）国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第4条（地方公共団体の責務）地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（事業者の努力）事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

第6条（保護者の役割）父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第7条（関係機関等との連携強化）国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第8条（子どもの読書活動推進基本計画）政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

第9条（都道府県子ども読書活動推進計画等）都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定

されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第 10 条（子ども読書の日）国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第 11 条（財政上の措置等）国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

5 長門市子ども読書活動推進計画策定の経過

- 2004 長門市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置
・長門市子ども読書活動推進計画の骨子及び一次案の案出
2005. 8.25 長門市子ども読書活動推進計画策定委員会（2005第1回）
・長門市子ども読書活動推進計画（一次案）の検討
・策定計画の検討
- 9.22 長門市子ども読書活動推進計画策定委員会（第2回）
・推進計画の内容項目及び執筆分担の検討
- 11.18 長門市子ども読書活動推進計画策定委員会（第3回）
・内容項目のプロット検討
・子ども読書活動に関わる現状と課題について共通理解を図るための協議
2006. 1.13 長門市子ども読書活動推進計画策定委員会（第4回）
・内容項目のプロット検討
・推進計画原案の吟味（表記の統一 等）
- 2.27 長門市子ども読書活動推進計画策定委員会（第5回）
・推進計画原案の吟味（内容についての検討 等）
- 6.23 長門市子ども読書活動推進計画策定委員会（第6回）
・推進計画原案の吟味（内容及び体裁についての検討 等）
- 8.25 長門市子ども読書活動推進計画策定委員会（第7回）
・推進計画原案の吟味・確定（資料についての検討 等）

6 長門市子ども読書活動推進計画策定委員一覧

平成16・17年度（前期）		平成17（後期）・18年度	
氏名	所属等	氏名	所属等
伊達 徹	長門市社会教育委員代表	山下 優代	小学校国語部会部長
山根 浩美	長門市保健センター代表	中村 裕子	生きがいケアボランティア
萩谷 良子	小学校図書館担当教員代表	萩谷 良子	小学校図書館担当教員代表
前野 哲夫	市教委学校教育課課長補佐	北山 祥子	中学校図書館担当教員代表
青木 厚治	市教委社会教育係長	山根 浩美	長門市保健師代表
相部 吏美	長門市立図書館主任主事	松本 智昭	市教委学校教育課課長補佐
		西本 達夫	市教委社会教育課主事
		相部 吏美	長門市立図書館主任主事
事務局		事務局	
藤本サツエ	長門市立図書館館長	藤本サツエ	長門市立図書館館長
加藤有利夫	長門市立図書館館長補佐	加藤有利夫	長門市立図書館館長補佐